

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第122号

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を次のように改正する。

別表第2備考2中「公営企業」を「教育長及び公営企業」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)